

複製禁止

様式第22号（第32条関係）

許可証

許可番号第7-5号

住所 檜原市五井町187-2

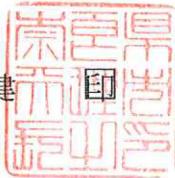
氏名 株式会社 NANBU

代表取締役 岩本 静

令和7年2月18日付けで申請のあった一般廃棄物処理業(収集運搬業)
の許可については、下記の条件を付けて許可します。

令和7年3月24日

天理市長 並河 健



記

- 許可の有効期限 令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで
- 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物
(し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く)
- 処理区分 積替え 無
- 区域 天理市内
- その他必要な事項 裏面のとおり

許可条件

1. 自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
2. 天理市（以下、「市」という。）外において収集した廃棄物を市長の指定する処理施設及び市長が指定する処理施設（以下、「市長の指定する処理施設等」という。）に搬入しないこと
3. 市長の指定する処理施設等への搬入については、市が通知する日の時間内に行い、施設内では係員の指示に従うこと
4. 収集又は運搬の際には、一般廃棄物が飛散、及び流出しないようにするとともに、そのような事態が発生した場合には、迅速に対応すること。
5. 許可申請書及び添付書類に記載した事項以外の業はおこなわないこと
6. 運搬車には、市の一般廃棄物収集運搬業許可車である旨を表示すること。
7. 一般廃棄物収集運搬業者（以下「処理業者」という。）は、事業を廃止又は休止しようとするときは、30日前までに市長にその旨を申し出ること。
8. 処理業者は、この許可条件の外、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等並びに関係法令等を遵守すること。
9. 許可申請書の記載事項に変更のあるときは、あらかじめ市長に届け承認を受けること。
10. ごみ処理手数料は、搬入毎に納付すること。（手数料後納業者は除く）
11. 每月10日までに前月の実績報告書を提出すること。
12. 処理業者がこの許可条件を履行しないとき又は関係法令の規定に違反したときは、業務を停止させるか若しくは許可を取り消すことがある。
13. 1年間、搬入実績の無い場合は、許可を取り消す場合がある。